

## 八街市下水道事業の設置等に関する条例（案）の制定について 市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施します

八街市の公共下水道事業の会計処理は、昭和52年度（1977年度）の事業開始から現在に至るまで、一般の家庭における家計簿などと同じように、現金の収支のみを記録する現金主義（官庁会計方式）に基づく単式簿記により行ってきました。この現金主義に基づく会計処理は、内容が簡単で分かりやすいというメリットがありますが、一方で、事業に伴う資産や負債がどれくらいあるのかといった、事業の経営状況を把握するのに重要な情報が分かりにくいというデメリットがあります。

そこで、八街市は、この現金主義に基づく会計処理の方法を、令和2年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用し、現金以外の費用や収益についても記録する発生主義（企業会計方式）に基づく複式簿記による会計処理とするように改め、公共下水道事業の資産や負債を正確に把握して経営状況の可視化と経営の合理化を図り、将来に渡って安定したサービスの提供が可能となる経営体制作りを目指すこととしました。

つきましては、八街市の公共下水道事業に財務規定等を適用するに当たり、地方公営企業法の規定により条例を整備する必要があるため、この条例の内容に対して広く市民の皆様や関係する方々からのご意見を募集します。

### ○ 案件名（政策等の名称）

八街市下水道事業の設置等に関する条例（案）

### ○ 意見の募集期間

令和元年8月20日（火）～令和元年9月18日（水）

### ○ この案件の閲覧場所

- ・ 市役所下水道課（第3庁舎2階）  
月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く。）
- ・ 市役所公文書公開コーナー（第1庁舎1階）  
月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く。）  
土曜日、日曜日、祝日の午前8時30分～午後5時00分

- ・ 中央公民館、図書館及びスポーツプラザ  
各施設の開館時間内

#### ○ 意見の提出ができる方

- ・ 市内に住所のある方
- ・ 市内に通勤、通学している方
- ・ 市内に事務所、事業所を有する個人、法人、団体
- ・ この案件に利害関係のある個人、法人、団体

#### ○ 意見の提出方法

所定の用紙に、氏名、団体名（所属している場合のみ）、住所、電話番号を明記の上、9月18日（水）までに、市役所下水道課へ持参、郵送、FAX、Eメールによる提出のほか、この案の閲覧場所に備付けの意見投票箱への投函により提出してください。

※ 郵送の場合は、9月18日（水）必着です。

#### ○ 説明会の開催

意見募集期間中に、この案件についての説明会を開催します。

- ・ 日時：令和元年9月8日（日） 午前10時～11時
- ・ 場所：八街市役所第1会議室（第1庁舎3階）

※ 事前申込みは不要です。

#### ○ 提出された意見とそれに対する市の考え方の公表

提出されたご意見は内容を検討し、それに対する八街市の考えを取りまとめた上、この案件の閲覧場所のほか、市ホームページで公表します。

なお、提出されたご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

#### ○ 意見の提出先・お問い合わせ

〒289-1192

千葉県八街市八街ほ35番地29

八街市役所建設部下水道課 計画管理班

電話 043-443-1440（下水道課直通）

FAX 043-442-6416

E-mail gesuido@city.yachimata.lg.jp

## 企業会計方式の導入に関するQ & A

Q 1 企業会計方式を導入するメリットは何ですか？

A 1 官庁会計方式は、現金の収支を記録するだけなので、内容が簡単でわかりやすい反面、資産や負債がどれくらいあるのかといった将来の経営状況を見通していく上で重要な情報が分かりづらいという面があります。企業会計方式を導入することで、資産や負債の額を正確に把握することが可能になるので、将来の経営状況を正しく見通すことができるようになります。

Q 2 単式簿記と複式簿記の違いが分かりません。

A 2 単式簿記は、現金の収支について、いつ、いくら、どういった収入があったか、何に使ったかを記録するもので、簡単で分かりやすく、家計簿などは、単式簿記で整理されることが多いようです。

複式簿記は少し複雑で、借方と貸方の2つの勘定科目を用いて取引の結果を記録します。複式簿記で記録すると取引に伴う現金の増減だけでなく、その結果、資産や借金がいくら増えたのか、減ったのかについても把握できるようになり、会社の経理などで用いられています。

例 1 8月20日にコンビニで500円のお弁当を購入し、現金で支払った。

○単式簿記

収入	支出
	8/20 お弁当 500 円

500円のお弁当を購入したことが分かる。

○複式簿記

借方	貸方
8/20 お弁当 500 円	8/20 現金 500 円

500円のお弁当を"現金で"購入したことが分かる。

↓

お弁当を購入したので、現金という資産が500円減少したことが分かる。

例 2 8月20日に現金でSuicaに3,000円チャージし、8月25日に電車に乗った。

電車賃500円はSuicaで精算した。

○単式簿記

収入	支出
	8/20 Suica 3,000 円

Suicaに3,000円チャージしたことしか分からない。

○複式簿記

借方		貸方	
8/20 Suica	3,000 円	8/20 現金	3,000 円
8/25 電車賃	500 円	8/25 Suica	500 円

8/20に"現金で"Suicaに3,000円チャージし、8/25に電車賃500円を"Suicaで"支払ったことが分かる。

↓

8/20はSuicaにチャージしたので、現金という資産が3,000円減少し、Suicaという資産が3,000円増加したことが分かる。  
8/25は電車に乗ったので、Suicaという資産が500円減少したことが分かる。

例 3 8月31日に250万円の自動車を購入した。頭金を現金で50万円支払い、

残りはローンを組んだ。

○単式簿記

収入	支出
	8/31 頭金 50 万円

頭金を50万円支払ったことしか分からない。

○複式簿記

借方		貸方	
8/31 自動車	250 万円	8/31 現金	50 万円
		8/31 ローン	200 万円

250万円の自動車を、"現金"50万円と200万円の"ローン"を組んで購入したことが分かる。

↓

自動車を購入したので、現金という資産が50万円減少し、ローンという負債が200万円増加したことが分かる。

Q 3 なぜこの時期に企業会計方式を導入するのですか？

A 3 八街市の公共下水道事業は昭和52年度（1977年度）から40年以上に渡り実施していますが、古い下水道施設は、近い将来更新時期を迎えます。（下水道管の耐用年数は、ヒューム管で50年程度、塩ビ管で50年以上とされてます。）この下水道施設の更新には多額の費用がかかるため、今のうちに企業会計方式を導入して正確な資産と負債の額を把握し、将来の下水道施設の更新に備えようとするものです。

また、企業会計方式の導入には、会計処理に必要な電算システムの導入や複式簿記に精通した職員の育成が必要になるなど高いハードルがありました。が、総務省から全国の下水道事業について企業会計方式を導入するよう要請があり、導入に必要なコストや人材育成に対する国の支援を受けられるよう

になったことも、この時期の導入に踏み切った理由です。

**Q 4 下水道使用料は上がりますか？**

A 4 下水道使用料は、下水道の維持管理費と下水道施設の建設の際に借りた借金の返済額と利子を基に計算されます。企業会計方式を導入すると、借金の返済額の代わりに減価償却費というコストを使って計算するようになりますが、借金の返済額と減価償却費の考え方はほぼ同じなので、企業会計方式を導入したというだけでは、下水道使用料が大きく変わることはありません。

ただし、企業会計方式の導入の目的が、公共下水道事業の将来の経営状況を正しく見通し、今後需要が見込まれるコストを把握しようというものですから、その結果によっては、下水道使用料の増額を検討しなければならないということもあり得るので、ご理解ください。



## 八街市下水道事業の設置等に関する条例（案）

（下水道事業の設置）

**第1条** 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、八街市公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

第1条は、八街市が公共下水道事業を実施する旨を規定します。

公共下水道事業とは、トイレやお風呂、台所などから排出される汚水をきれいな水に処理して海や川に放流することで快適な生活環境と豊かな自然環境を形成し、また、雨水を速やかに排除することで、都市を浸水被害から守ることを目的とする事業です。

八街市の公共下水道事業は、市全体の面積7,494ヘクタール（※1ヘクタールは、100m×100m=10,000㎡です。）のうち1,030ヘクタールの区域を全体計画区域と定め、昭和52年度から40年以上に渡り事業を続けています。平成30年度末現在の整備状況は、污水管については整備面積が約447ヘクタール、管路延長が約10.7km、雨水管については整備面積が約68ヘクタール、管路延長が約4.0kmとなっています。

（法の財務規定等の適用）

**第2条** 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

第2条は、公共下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用することを規定します。

現在の公共下水道事業は、現金の収支のみを記録する現金主義に基づく

単式簿記により会計処理を行っていますが、地方公営企業法の財務規定等を適用して、現金以外の費用や収益についても記録する発生主義に基づく複式簿記により会計処理を行うことで、経営状況の可視化と経営の合理化を目指していきます。

(経営の基本)

**第3条** 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の排水区域面積は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定める排水区域の面積とし、下水道事業の排水人口は、当該事業計画において定める排水区域内の人口とする。

第3条は、公共下水道事業の経営の基本的な理念を規定します。

**○第1項について**

第1項は、公共下水道事業の経営は、公営企業としての経済性を発揮しつつ、公衆衛生の向上、都市の健全な発達、公共用水域の水質の保全といった公共の福祉を増進させるよう行わなければならないとするものです。

**○第2項について**

第2項は、公共下水道事業の事業規模を規定します。

公共下水道事業の事業規模は、下水道法の規定による事業計画の排水区域の面積と排水区域内人口とします。現在の下水道法の規定による排水区域の面積と排水区域内人口は、次のとおりです。

・排水区域の面積 汚水 540.70ヘクタール

雨水 98.00ヘクタール

・排水区域内人口 21,500人

なお、排水区域の位置は、巻末の下水道計画一般図の事業計画区域の箇所（薄墨色で囲った区域）です。



(重要な資産の取得及び処分)

**第4条** 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

第4条は、予算で定めなければ取得や処分することができない重要な公共下水道事業の資産を定めます。重要な資産以外の資産の取得や処分は市長の判断で行えますが、重要な資産の取得や処分については、予算案の審議という形で、議会の審査を経ることになります。

なお、重要な資産の範囲は、先行する地方公営企業の水道事業における重要な資産の範囲と同一です。

資産の種別			予定価格又は 適正な見積価格	予算の定め
不動産	土地	5,000㎡以上	2,000万円以上	<b>必要</b>
			2,000万円未満	不要
		5,000㎡未満	全額	不要
	土地以外	2,000万円以上	<b>必要</b>	
2,000万円未満		不要		
動産	2,000万円以上	<b>必要</b>		
	2,000万円未満	不要		
不動産の信託の受益権			全額	<b>必要</b>

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

**第5条** 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）

第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

第5条は、職員の賠償責任を免除しようとする場合で、議会の同意を必要とするものを規定します。職員が負うべき賠償責任のうち軽微なものは監査委員の意見を聴いた上で市長が免除を決定することができますが、賠償責任のうち重大なものを免除しようとする場合は、更に議会の同意を得て免除することになります。

なお、免除する賠償額の範囲は、先行する地方公営企業の水道事業における範囲と同一です。

免除する賠償額	議会の同意
10万円以上	必要
10万円未満	不要

注 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、令和2年4月1日から、地方自治法第243条の2は、第243条の2の2に繰り下がります。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

**第6条** 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

第6条は、地方公営企業法第40条第2項に規定する負担付き寄附の受領などの行為のうち、議会の議決を必要とするものを規定します。第6条に定めない行為は市長が決定することができますが、第6条に定める行為は議会の議決を経なければ行うことができません。

なお、議会の議決を必要とする行為は、先行する地方公営企業の水道事業における行為と同一です。

行為の内容		議会の議決
負担付きの寄附又は贈与の受領	金額等が100万円以上	必要
	金額等が100万円未満	不要
地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁		不要
法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定	賠償額が100万円以上	必要
	賠償額が100万円未満	不要

(会計事務の処理)

**第7条** 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金（法第27条ただし書の規定により市長が指定した金融機関において収納する現金を除く。）の収納に関する事務で市長が指定するもの
- (2) 公金（令第22条の6第1項の規定により出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金の方法によって保管する現金を除く。）の保管に関する事務

第7条は、公共下水道事業に係る公金や物品の出納、保管といった会計事務のうち、会計管理者に委任するものを規定します。

公共下水道事業の会計事務は市長が行いますが、会計事務の効率化と安全性を高めるため、その一部を会計管理者に委任します。

**○第1号について**

金融機関の窓口以外の場所において行う公共下水道事業の公金の収納事務のうち、会計管理者に委任した方が効率的であると市長が判断する

ものを会計管理者に委任します。

○第2号について

金融機関への預金により保管するものを除き、公共下水道事業の公金の保管事務を会計管理者に委任します。

(業務状況説明書類の作成)

**第8条** 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を4月30日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、10月31日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、4月30日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

第8条は、公共下水道事業の業務状況報告書の作成について規定します。

○第1項について

公共下水道事業の業務状況報告書は、地方公営企業法で年2回作成し、公表しなければならないと定められていますが、その作成と公表は、4月1日から9月30日までの期間の分については10月31日までに、10月1日から翌年3月31日までの期間の分については翌年の4月30日までに行わなければならないとするものです。

### ○第2項について

公共下水道事業の業務状況報告書に記載すべき内容は、事業の概要と経理の状況のほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするのに必要と認められる事項とします。

そのほか、10月31日までに作成し、公表する業務状況報告書では前事業年度の決算の状況を、翌年4月30日までに作成し、公表する業務状況報告書では当該事業年度の予算の概要と事業の経営方針を明らかにしなければならないとするものです。

### ○第3項について

公共下水道事業の業務状況報告書の作成、公表の期日は第1項に定めるとおりですが、地震や台風などの天災、その他やむを得ない事故が発生したことにより、その作成、公表が期日に間に合わないときは、できるだけ早く業務状況報告書を作成し、公表しなければならないとするものです。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(八街市下水道事業特別会計条例の廃止)
- 2 八街市下水道事業特別会計条例(昭和57年条例第8号)は、廃止する。  
(八街市下水道事業特別会計条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の八街市下水道事業特別会計条例に基づく八街市下水道事業特別会計(以下「旧会計」という。)の令和元年度の決算については、なお従前の例による。
- 4 旧会計の令和元年度以前の会計年度に発生した権利又は義務でこの条例の施行の際に存在するものは、第1条に規定する下水道事業に関する会計(以下「新会計」という。)に帰属するものとする。
- 5 旧会計の令和元年度の歳出予算の経費の金額のうち地方自治法第213条第1項若しくは第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越して

使用することとしたもの（同法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することとしたものにあつては、下水道事業の建設又は改良に要するものに限る。）又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することとしたものは、令和2年度（同項の規定により継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することとしたものにあつては、令和2年度から継続年度の終わる事業年度まで）の新会計に繰り越して又は逡次繰り越して使用することができる。

（八街市下水道条例の一部改正）

6 八街市下水道条例（昭和63年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置、」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

附則は、この条例の施行期日のほか、この条例の施行に際し必要となる事項を規定します。

○第1項について

この条例の施行期日、すなわち、この条例の効力が発生する日は、令和2年4月1日とします。

○第2項から第5項までについて

この条例が施行されると、現在施行されている「八街市下水道事業特別会計条例」は不要になるので、「八街市下水道事業特別会計条例」を廃止します。なお、令和元年度の下水道事業特別会計の決算は従来どおり行うとするなど、「八街市下水道事業特別会計条例」の廃止に伴い必要となる経過措置を設けます。

○第6項について

この条例が施行されると、現在施行されている「八街市下水道条例」の規定の一部を見直す必要が生じるので、「八街市下水道条例」の一部改正を行います。